

W01430767号-1

平成 19 年 9 月 5 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン (有)  
 代表取締役 クリス ウォルター



## 平成 19 年度 第 1 回定期監査 報告書 (その 1) 「室」部門の監査結果

### 1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字沖付4-108
監査名	平成 19 年度 第 1 回定期監査	
監査対象部門	(その 1) 品質保証室、業務管理室、広報・地域交流室、考査室	
監査場所	日本原燃株式会社 事務本館 (六ヶ所村)	
監査実施日	平成 19 年 8 月 7 日、8 日	
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン) <input type="text"/> 、 <input type="text"/>	

### 2. 平成 19 年度 第 1 回 定期監査の視点

#### 2.1 これまでの監査経緯

今回の監査視点を述べる前に、先ず、これまでの定期監査の概略経緯をまとめておく。

##### (1) 第 1 回定期監査 (平成 16 年度第 1 回)

日本原燃株式会社殿 (以下、JNFL という) の「品質保証体制の確立に係わる改善策 (以下、「改善策」という)」が、その実行の規範となる規定文書類に適切に反映されているか否かを評価した。

##### (2) 第 2 回定期監査 (平成 16 年度第 2 回)

「室」部門及び再処理事業部の品質保証活動が、「改善策」を反映した規定文書類の手順に従って的確に実行されているか否かを評価した。

##### (3) 通算第 3 回定期監査 (平成 17 年度第 1 回)

上記第 2 回目の監査で対象とした活動内容が維持・継続・改善されているか否かを観察する中で、それぞれの活動項目における PDCA の展開度の確認に注力した。

Lloyd's Register, its affiliates and subsidiaries and their respective officers, employees or agents are, individually and collectively, referred to in this clause as the 'Lloyd's Register Group'. The Lloyd's Register Group assumes no responsibility and shall not be liable to any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information or advice in this document or howsoever provided, unless that person has signed a contract with the relevant Lloyd's Register Group entity for the provision of this information or advice and in that case any responsibility or liability is exclusively on the terms and conditions set out in that contract.

Form 1124 (2005.02)

注記: 個人名はプライバシー保護のためマスキングとする。(日本原燃)

(4) 通算第4回定期監査 (平成17年度第2回)

「改善策」として取り上げられた事項を中心にして、監査項目を任意抽出する態様を取り、品質保証活動のPDCAの展開継続状況の確認を行った。

(5) 通算第5回定期監査 (平成18年度第1回)

「改善策」及び「品質システムの基本事項」の中から任意抽出した項目について、品質保証活動のPDCAの展開継続状況を確認するとともに、一部の部門に対しては当該部門が担当する特有業務を抽出して、その開始から終了までの一連の業務実施状況を監査した(プロセス監査)。このプロセス監査は、従来の横系的な(項目ごとの)監査だけでなく、縦系的な監査(業務プロセスを対象にした監査)を取り入れたものであり、実際の業務への品質システムの定着状況を評価するうえで有効であった。

(6) 通算第6回定期監査 (平成18年度第2回)

再処理事業部に対しては可能な限りアクティブ試験に係る対象分野を選定してプロセス監査を実施したが、「室」部門に対してはプロセス監査に関する格好の対象がないので、品質保証活動の基本活動に焦点を当てた監査を実施した。

2.2 平成19年度第1回定期監査(今回)の視点

これまでに実施された定期監査を通じて、常時の品質保証活動にPDCAを意識する機運が根付いていることを観察してきた。その一つの証は、規定文書類の新規制定/改正活動の充実であった。

定期監査が4年目になることを考慮して、「室」部門及び再処理事業部に関する平成19年度の定期監査では、「改善策」の全項目に改めて焦点を当てた『総括としての監査』を行って、各項目のPDCA展開の定着状況と、その結果としてもたらされる品質保証活動の充実状況を確認・評価することとした。

「室」部門に関する平成19年度の監査視点は表1の通りである。

表1 「室」部門に関する監査視点(平成19年度)

① 「改善策」の全項目を対象にした「総括としての監査」

なお、「改善策」は、表2に示す広い分野に亘っているので、平成19年度の第1回、第2回の定期監査で分割対応する。

注:「室」部門に関しては現場監査はない。

② 前回監査結果のフォロー

定期監査においては、「今後のより優れた運用を期待する事項」が見出された場合、採否を被監査部門に一任する位置づけにおいて、参考提言を行っている。当該提言を採択してフォローした部門に関しては、その状況を確認する。

表2 「改善策」に係る分野

大分類	中分類	小分類
1. トップマネジメントによる 品質保証の徹底	体制（組織）改善	3項目
	トップマネジメントのコミットメント	5項目
2. 再処理事業部の 品質マネジメントシステムの改善	品質管理に関する管理基準及び管理レベルの見直し	5項目
	再処理事業部における品質保証関連組織の拡充	2項目
3. 品質保証を重視した 人員配置と人材育成	人員配置	5項目
	人材育成	4項目
4. 協力会社を含めた 品質保証活動の徹底	調達管理の徹底・強化	4項目
	より良いコミュニケーションの確立	4項目

### 3. 監査の態様

監査は文書監査と実地監査で構成し、監査対象部門ごとに2名の監査員で対応した。

文書監査は、意図する品質保証活動の理念や実行手順が規定文書類に適切に織り込まれていることを確認するものである。これまでの定期監査の過程で既に多くの規定文書類を文書監査対象にしてきたので、被監査部署に新規制定又は改正された規定文書類（規程、要則、要領、細則、マニュアル類）がある場合のみ紹介を受けることとした。

実地監査は、「決めたことを、決めた通りに実践・実行しているか否か」を評価するものである。従って、監査対象部門に対しては、監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス（帳票・記録類）の提示を求めると共に、説明を求めた。説明内容が不十分である場合には質疑応答を行った。エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意にサンプリングを行うことによって、被監査側が意図的に特別なエビデンスのみを準備することを回避した。この態様は従来の定期監査と同様である。

### 4. 評価の基準

■文書監査では、次のいずれかを基準とした。

- ① 品質保証活動への要求事項として策定された「改善策」\*  
\*：「再処理施設 品質保証体制点検結果報告書(改訂)」の添付17に示される「品質保証体制の改善策の具体的内容」
- ② 監査対象としている社内規定の上位規定及び関連規定類
- ③ JEAC 4111-2003

■実地監査では、品質保証に係る活動の実行状況の適切性を確認するという目的に照らして、当該実行行為を律している規定文書類の最新版を監査基準とした。

## 5. 監査結果の評価表示

監査結果は下記の区分で表示することとした。部門ごとの監査事項が複数であり総合所見が「良好」という判定であっても、提言事項があれば提起することとした。

区分	定義
指摘事項	要求事項が実践・実行されていない事項。不適合であり是正が必須。
観察事項	規定文書類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されているが、その実践・実行の程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	規定文書類に定められている要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。 提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。

## 6. 監査結果

「室」の監査対象部門に対する監査結果の詳細を添付—1に記載した。監査の日程と出席者を添付—2に示す。

「室」部門に対する総括所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見てよい。なお、全社対象の総括については「全体総括編（W01430767号-0）」を参照して頂きたい。

### ① 「指摘事項」、「観察事項」及び「提言事項」は観察されない。

サンプリング方式を適用するという態様にて提示を求めた規定文書類及び帳票・記録等を閲覧しつつ説明を受けた範囲では、このたび監査対象としたいずれの部門にも「指摘事項」、「観察事項」及び「提言事項」は観察されなかった。すなわち、決めたルールを決めた通りに守りつつ業務が遂行されている状況が、前回の監査時点以降も維持・継続されていると見なせる。

### ② 「改善策」及び「品質保証に係る活動」のPDCAの展開が維持・継続されている。

これまでの定期監査において、「改善策」及び「品質保証に係る活動」のPDCAの展開状況について継続的な監査を実施してきた。「室」部門の全体として、品質システムは良好に機能していると判断する。

#### 1) トップマネジメントによる品質保証の徹底

品質目標の設定とフォロー、ならびに、マネジメントレビューに係る仕組みについては引続き良好に展開していることを確認した。

トップマネジメントが関与する各種の会議体も規定に従った活動が継続かつ適切に実施されている。特に、今回の監査では、耐震計算誤入力問題に係る各種会議体において再発防止及びコンプライアンス意識等の周知・徹底への取組も議題として取上げられ、上述の問題に対してタイムリーに対応していることを確認した。

## 2) 業務改善への取組み

業務の質の向上、組織・職位間のインターフェイスのリスク管理を目的とした「業務の見える化プロジェクト」が立ち上がっている。この活動により、室・事業部間及び各職位の間の役割分担が明確となることから、本活動が品質保証体制の改善に有効に機能することが期待される。今後の活動状況を見守りたい。

## 3) 協力会社を含めた品質保証活動の徹底

協力会社との各階層レベルでの会議体等も継続的に活動している。また、協力会社からの要望を収集するとともに、要望事項に対して積極的に対応している状況が確認できた。これらの活動を通じて、協力会社との双方向コミュニケーションは良好に機能している。今後とも継続的な活動を期待したい。

## 4) 積極的な広報活動の推進

これまでの地道な活動として、時節に合致した正確な情報を発信しようとする姿勢が継続されており、JNFLの業務活動が社会に理解されつつあると感じる。近年、原子力に対する期待と不安が混在する状況下にあることから、正確な情報をタイムリーに発信することがより以上に重要となろう。

## ③ 全社大の教育システムが本格的に運用され始めている。

平成17年11月に教育の基本理念と基本方策を示した「教育規程」が制定され、全社大の教育についての方針が明確にされた。この基本方針のもと、管理者が社員の教育履歴を把握し、一貫した指導と支援を行うための教育支援ツールとして、教育履歴管理システムの運用が明文化された。また、全社大で適用可能なシステム運用のよりどころとなる「教育履歴管理システム運用要則」も策定され、本格的な運用の体制が整った。

既に、本システムは全社展開が図られているが、実運用が定着していくにつれ、各部門からより良いシステム運用を求めて種々の要望が出るものと予想する。今後、それらの要望を継続的に反映し、一元的かつ効果的な教育履歴管理システムとして定着することを期待したい。

## ④ 小集団活動が確実に定着しつつある。

トップマネジメントの積極的な姿勢を反映して、小集団活動が確実に定着しつつあることを確認した。当該活動において、特に注目すべき活動として、再処理事業部で月2回程度実施されている「指導・推進タスクとの意見交換会」への社長及び事業部長の参加が上げられる。小集団活動に対するトップマネジメントの力強いメッセージであり、これを受け、JNFL全社大での本活動がより有効・着実に展開していくことを期待したい。

## ⑤ 前回の定期監査での「提言事項」が前向きにフォローされている。

前回の定期監査で提起した「提言事項」は採否任意の位置づけであったが、一部の事項を除き、「提言事項」が前向きに捉えられ、改善策が検討されていた。その対応に敬意を表したい。コメントに対する強制感によるものではなく、納得づくでの改善として策定され、業務に生かしていただけるとすれば幸いである。

以上

「室」部門に関する監査結果  
(部門別の詳細版)

部門別 監査結果 (「室」部門 No. 1)

被監査部門	品質保証室 品質保証 G	備考
監査実施日	平成 19 年 8 月 7 日	(参照規定類、等)
<p>(実地監査)</p> <p><b>1. 品質目標とトップマネジメントレビュー</b>                      トップマネジメントレビューは、品質目標を含む業務目標をレビューする「社長診断」の形で四半期ごとに実施されており、品質保証室が事務的機能を果たしている。                      2006 年度第 4 回社長診断は、全社の組織を 8 部門に分け、延べ 3 日間をかけて実施されている。トップマネジメントにとっては、多忙なスケジュールにも係らず、年 4 回の社長診断を継続する意向であるとのことであり、トップマネジメントの品質システムの維持・向上に向けた強い姿勢は大いに評価できるものである。                      今回、再処理事業部及び品質保証室の第 4 回トップマネジメントレビューの記録を閲覧したが、所定事項が記載された定型フォームが使用され、全社的な統一が図られているとともに、議事メモにおいて、当該社長診断の中で活発な議論をなされ、実効性のある活動がなされていることを確認した。                      また、品質目標として、経営方針 4 項目に沿った判定可能な目標設定がなされており、各活動の実行状態が容易に確認できるような改善の努力が観察される。</p> <p><b>2. 小集団活動</b>                      従来、小集団活動として Su21 サークル活動が実施されてきたが、トップマネジメントからの「皆が考え、行動を行い、改善に結びつける。」ことが重要であるとのコメントを受け、“サークル活動”の位置づけから、表記のような活動名に変更が行われている。                      平成 19 年 8 月現在、再処理事業部に 165 チーム、その他の部門全体では 63 チームが活動中である。主管部門である品質保証グループはこれらの活動状況を「活動状況管理表」で適切に管理している。                      平成 18 年 12 月 18 日には、全社を対象とした「ヒューマンエラー防止小集団活動 全社発表会」が開催されるなど、本活動が確実に定着しつつあることを確認した。                      また、従来、本活動は経営企画室との共同所管となっていたが、今後、品質保証グループがより主体的に活動するべく右記の規程(案)が策定され、承認される予定である。                      特記すべきは、再処理事業部では、月 2 回程度の頻度で、社長(トップマネジメント)、事業部長、各小集団リーダーらが参加する「指導・推進タスクとの意見交換会」が継続的に開催されている。協力会社も含めたリーダーへの活動に対する動機付けやアドバイスをトップ自らが行う活動活性化に向けた取組みとして、非常に評価できるものである。</p> <p><b>3. 品質保証マネジメント会議</b>                      品質保証マネジメント会議は JNFL と協力会社のマネジメント層の意思疎通を目的として設置された会議体であり、年 2 回の開催計画としている。前回の監査以降、第 6 回(平成 18 年 12 月 21 日)、第 7 回(平成 19 年 3 月 28 日)及び第 8 回(平成 19 年 6 月 11 日)の会議が開催されている。                      第 8 回の会議は、再処理工場における燃料取扱装置及び第 1 チャンネルボックス切断装置に関する耐震計算の誤入力を受け開催されており、当該事項に対する情報提供、再発防止策であるコンプライアンス意識の浸透及びコミュニケーションの改善等を目的としてタイムリーに開催していることを確認した。</p>		<p>小集団活動規程 (ドラフト)</p>

#### **4. 品質保証に係る顧問会**

品質保証に係る顧問会は年2回実施が予定されているが、アクティブ試験段階における種々の予測外の業務の発生により、平成18年度は平成18年12月7日の開催1回のみであった。しかしながら、品質保証に係る他活動等により十分な補完がなされていると考えられ、危惧事項は観察されない。なお、次回顧問会の開催は、平成19年10月4日に予定されている。

#### **5. 管理者レベルの連絡会**

実務者レベルでのコミュニケーションの改善を図る目的で開催される管理者レベルの連絡会は、年4回のペースで開催が計画されており、前回の監査以降、第19回(平成19年1月19日)、第20回(平成19年3月23日)、第21回(平成19年5月16日)及び第22回(平成19年6月26日)が開催されている。会議のテーマにより、参加会社数が異なるが、通常は40社を超える協力会社が会議に参加している。当日、参加できなかった協力会社に対しては、資料等が後日送付されている。また、第21回、第22回の会議では、耐震計算の誤入力問題が取り上げられており、管理者レベルまでの情報の周知・徹底が図られていることを確認した。

また、協力会社からの意見・要望等に対するJNFL関係部署による処置結果を通知するツールとして、「意見・要望等」情報管理データベースが運用中である。これに加えて、平成18年度より年2回協力会社を個別訪問し、意見・要望を収集する活動が行われている。本活動により、これまでに250件を超える意見・要望が収集され、上述のデータベースにインプットされるとともに、各々の要望事項に対する対応が図られている。これらの情報は「協力会社意見・要望等情報管理表」に取りまとめられ、月1回協力会社にも送付されている。協力会社とのコミュニケーションの改善にも繋がる活動として評価できる。

#### **6. その他の活動**

##### **①品質保証大会の開催**

平成19年度の「品質保証大会」が平成19年4月5日に開催され、品質保証の取り組みの強化・徹底が確認された。

##### **②品質方針等の周知・徹底**

品質方針等が記載された携行カードが協力会社を含む全員に配布され、品質方針の周知・徹底が図られている。当日の監査対象メンバーに対して、当該カードの携帯の有無を確認したところ、全員が携帯していることを確認した。当該活動が定着していることを確認した。

#### **(第三者監査所見)**

上記の監査範囲においては、品質システムは良好に機能していると判断する。



部門別 監査結果 (「室」部門 No. 2)

被監査部門	品質保証室 品質保証 G	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 19 年 8 月 7 日	
<p><b>(前回監査結果のフォロー状況)</b>                      前回の定期監査(平成 18 年 11 月)において、下記の参考コメント(採否は任意)を提起した。品質保証室 品質保証 G においては、当該コメントを前向きに捉えて、フォロー活動が実施されたことを確認した。                      状況について、下記の参考コメントの下段に付記しておく。</p> <p>小集団活動の実施状況を従来の「拡大 Su21 サークル活動」及び「ヒューマンエラー防止小集団活動」に係る活動状況一覧表において管理しているが、同一部署が両方の活動状況一覧表中に記載されている。当該一覧表において、現在、どちらの活動が実施中であるかの識別を行うことが望まれる。</p> <p>→ 本件については、品質保証 G に対する監査の過程で現在使用されている「活動状況管理表」を確認した。上記の参考コメントを前向きに反映した対応がおこなわれていることを確認した。</p>		
<p><b>(第三者監査所見)</b>                      提起した参考コメントを前向きに捉えたフォローが実施された。その活動を評価したい。</p>		

## 部門別 監査結果 (「室」部門 No.3)

被監査部門	品質保証室 品質計画G	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成19年8月7日	
<p><b>(文書監査)</b></p> <p>品質計画Gは品質保証室が所管する規定類見直し(1回/年)の取り纏め役を担っている。右記の品質保証計画書等12件の規定類が改正されたが、文章の適正化、内部品質監査の提言事項等による改善が主な理由で、定期的な見直しが実施されている。見直しに当っては、担当者・上位査閲者の責任と権限を明確にし、必要に応じて関連部署の意見調整を行っており、品質保証活動のPDCA展開が定着していると評価できる。</p>		<p>品質保証計画書(品質保証室)(要則品証室第1号-5)</p> <p>トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム運営要則(要則品証室第2号-5)</p> <p>内部監査要則(要則品証室第3号-4)</p> <p>品質保証連絡会運営要則(要則品証室第5号-2)</p>
<p><b>(実地監査)</b></p> <p><b>1. 前回提言事項のフォロー状況)</b></p> <p>前回の定期監査(平成18年5月)において、下記の提言事項(採否は任意)を提起した。品質保証室においては、当該提言事項を前向きに捉えて、フォロー活動が実施されたことを確認した。下記に提言事項を再掲し、その下段にフォロー状況を付記しておく。</p> <p>■<b>前回提言事項(規定類の改正)</b></p> <p>品質保証室が所管する規定類の改正実施に際して、下記の事項の採用を検討されることが望まれる。</p> <p>①加筆・修正内容がどのチェック項目に該当するかの明確化を図る。</p> <p>②誰がどの箇所を加筆・修正したかの明確化を図る。</p> <p>→②に関しては、本年度の規定類の見直しにおいて一次及び二次チェック者の加筆・修正部がカラー区分された。提起した提言事項を前向きに捉えてフォロー活動が実施された。その活動を評価したい。</p>		
<p><b>2. 事業部・空間 水平展開検討会</b></p> <p>不適合等管理要則に基づいて、社内外のトラブル事例を題材に、各室・事業部の課長級技術者が情報を共有し、水平展開することを狙って2回/月のペースで実施されている。2007年度第6回(6月14日)では再処理工場の耐震計算の誤入力トラブル、第9回(7月31日)には新潟県中越沖地震関連等の情報がタイムリーに検討されていることを、これらの議事録によって確認した。水平展開の処置要否等を管理表でフォローする仕組みが構築され、定着した活動となっている。</p>		
<p><b>3. 品質保証連絡会</b></p> <p>品質保証規程に基づき、品質計画Gが事務機能を担っている。2007年度第1回会議では、今年度の各部署の品質保証活動、会議の運営方針、耐震計算誤入力問題への対応、発電設備の総点検に関する評価と今後の対応等が検討されている。提起された課題は確実にフォローされている。品質保安会議の下部機関としての議論の場であり、有効に機能している。</p>		

#### 4. 業務の見える化プロジェクト

各事業部を中心に、品質保証体制の改善策及びその水平展開によってJNFLの品質保証体制は継続的に改善されてきた。一般管理部門含め全社的に業務の質をさらに向上させ、かつ室・事業部間の風通しを良くして組織・職位間のインターフェイスのリスクを管理すること等を狙って「業務の見える化プロジェクト」が本年5月に開始された。品質保証室長を推進責任者として、各室・事業部の代表者（部長クラス）及び実務者クラス調整会議代表（GL、課長クラス）で組織されている。

ステップ1のモデルとなる業務フローの作成が6月末に終了し、ステップ2として全社展開が7月から開始された。この活動によって、室・事業部間の役割分担及び各職位の役割分担が、より明確となり、JNFLの品質保証体制の改善策を受けての総まとめの活動として高く評価できる。

#### 5. 全社品質マネジメントシステムの構築

品質保証計画書はJEAC4111に基づいて作成されていることから、基本的枠組みは事業部間で共通であるが、事業部固有の活動及び国の指導等により事業部間で記載程度が若干異なる部分がある。基本的要求事項に関して、今後とも事業部間の不整合が生じないようにJNFLとして統合した品質保証計画書とし、品質保証マネジメントシステムを構築する活動が品質計画Gによって提案された。全社統一の品質保証計画書を作成するには、保安規定との関連もあり国との折衝を要するので長期の取組となる。

また、前述の「業務の見える化プロジェクト」によって作成された業務フローを取込んで品質保証規程を改正する計画になっている。

#### (第三者監査所見)

上記の監査範囲においては、品質システムは良好に機能していると判断する。

## 部門別 監査結果 (「室」部門 No. 4)

被監査部門	品質保証室 品質監査 G	備考
監査実施日	平成19年8月7日	(参照規定類、等)
<p>(文書監査)</p> <p>規定類の定期レビュー結果や内部監査での提言事項(事業部側の監査との重複感低減に向けた、運用改善等)を受けて、内部監査要則が改定されているが、既に品質計画Gの文書監査で監査済のため省略した。</p>		<p>内部監査要則 (要則品証室第3号-5) 第三者監査運営要則 (要則品証室第9号-2)</p>
<p>(実地監査)</p> <p><b>1. 内部監査の実施状況</b></p> <p>2006年度の年度計画に従って内部監査が実施され、監査で提起された観察事項・提言事項がフォローアップ管理表で管理されていることを確認した。</p> <p>再処理事業部の内部監査(2007年2月6~8日)では、品質保証室に加えて他事業部(埋設)の監査員もメンバーに加わり、前年の品質保証室に対する内部監査での提言事項を受けて、リスク管理、業務プロセスのセルフチェックの実施状況及びトップマネジメントに重点をおいた監査が実施された。事業部長のインタビューも実施して、管理責任者としてのマネジメントが適切に機能していることが確認されている。監査結果については監査項目ごとに必要十分な程度で記録されている。</p> <p>また、品質保証室に対する監査(2007年2月1日)が実施され、観察事項2件(品質目標、文書管理)及び提言事項2件(内部監査、会議運営)が提起され、いずれも既に対応が取られている。</p> <p>内部監査で観察事項・提言事項が多数提起されているが、監査チームの力量アップ及び視点を変えた監査手法の採用によるものであり、PDCA展開による継続的改善として評価できる。提起された「観察事項・提言事項」に対しては要求期限までに被監査部門の意見・対応計画が回答される仕組みが定着している。</p> <p>なお、今年度の内部監査は年度計画に基づいて埋設事業部の監査は終了している。今後他部門についても実施される予定である。</p> <p><b>2. 品質保証室による内部監査と事業部内の品質監査</b></p> <p>JNFLにおいては品質保証室による内部監査と事業部内の品質監査が実施されている。このため、本年度の内部監査では事業部内の品質監査では確認が難しい事項に重点を置いた監査手法がとられたことは有効な改善と評価できる。</p> <p>また、調達先監査は現在各事業部の品質監査担当部署が実施している。但し、耐震設計の誤入力による特別調達先監査では、監査メンバーに品質保証室が参画する形でバックアップがなされている。各事業部は自部門内の品質保証体制の改善を図り、品質保証室は社長直轄の機関として事業部の品質保証体制の監視機能の役割を果たすのが望ましい姿と考える。両監査の重複感が大きいこと等のこともあり、内部監査のあり方が議論されるとのことであるが、その成り行きを注視したい。</p>		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>上記の監査範囲においては、品質システムは良好に機能していると判断する。</p>		

## 部門別 監査結果 (「室」部門 No.5)

被監査部門	業務管理室 人事G、能力開発G	備考
監査実施日	平成19年 8月 7日	(参照規定類、等)
<p>(実地監査)</p> <p><b>1. 教育履歴管理システム (能力開発G)</b></p> <p>平成17年11月の教育規程の制定によって、教育理念、教育履歴管理システムの運用等が明文化され、全社大の教育システムが構築された。教育履歴管理システムの構築に関しては、その推進担当である能力開発Gが各事業部の意見を取り込みながら、全社大に適用可能なシステム運用のよりどころとなる右記の規定を策定した。本規定については、全社大での効果的な運用が行われることが必要であることから、当該ドラフトは各部門の所管担当箇所に送付され、ドラフト案に対するコメント依頼が2度行われており、各部門の意見・要望が反映されている。上記の意見集約を行った後、右記の規定が平成19年3月28日に施行された。</p> <p>本システムに係る今後の課題は、使用に際して発生する問題点をフォローすることであると考えられるが、教育規程制定時から当該システムの実運用に至った過程での関係者の活動は大いに評価できるものである。</p> <p>また、「品質保証体制の改善策」に記載されている管理職に対する各種の研修についても、確実な計画・実行がなされていることを確認した。</p> <p><b>2. プロパー社員の比率増と中核者への積極的登用 (人事G)</b></p> <p>「平成31年でプロパー社員比率90%」という長期達成目標に向けて有能な人材の採用活動が継続されている。これは、将来のJNFLの品質活動を担う人材の定着化を図るものである。しかしながら、アクティブ試験が最終段階に入り、再処理事業部での品質確保に係る専門技術要員を増員したこともあり、現状は平成16年度に策定した「改善策」に沿ったプロパー社員比率には至っていない。しかし、近年まで40名程度/年の割合で新規採用が行われてきたことや、平成20年度については、これまでを上回る数を採用する計画であり、プロパー社員数は着実に増加している。なお、平成19年度においては、プロパー社員数は1,300名を超えていることを確認した。</p> <p>本課題は、実施業務との関連で検討すべきものと理解するが、本「改善策」は15年間にわたる長期目標であるため、今後とも状況の変化についてトップマネジメント層の理解を得つつ、方策検討を継続することとしている。</p> <p><b>3. 業績評価による力量の明確化 (人事G)</b></p> <p>年2回の業績評価が、適切に実施・運用されていることを、サンプリングした記録をもとに検証した。</p>		<p>教育履歴管理システム 運用要則 (要則業管室第49号)</p>
<p>(第三者監査所見)</p> <p>上記の監査範囲においては、品質システムは良好に機能していると判断する。</p>		

部門別 監査結果 (「室」部門 No. 6)

被監査部門	業務管理室 資材管理G	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成19年8月7日	
<p>(実地監査)</p> <p><b>1. 協力会社を含めた品質保証活動の徹底 (調達先管理の強化)</b></p> <p>品質保証体制の改善策で表明された調達先の財務状態、品質保証、コンプライアンス及び安全文化に対する取組、教育訓練計画等に係る調達先評価を実施することは、資材契約事務要則、取引先管理要領に既に規定されている。資材管理Gでは、これらの情報を取引先管理DBとして整備し、新規調達先を追加したデータが保存されている。既に昨年度に2年毎の評価見直しを終えている。</p> <p>緊急工事については、規定に従った手続きが行われている。注文時の仕様書の最新版は各契約Gより取引先へ渡される。その後の変更が発生した場合は、都度変更の契約請求手続が主管部より各契約Gへなされ、各契約Gより変更内容を取引先へ通知している。耐震設計の誤入力等のトラブルが発生しているが、資材管理Gが管轄する上記規定類には改正の必要性は今のところ認められていない。</p> <p><b>2. 業務フローの作成</b></p> <p>前述の「業務の見える化プロジェクト」の活動として、資材管理Gの業務フローが作成され、組織間のインターフェイスにおけるリスクを明確化している。</p>		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>上記の監査範囲においては、品質システムは良好に機能していると判断する。</p>		

部門別 監査結果 (「室」部門 No.7)

被監査部門	考査室	備考
監査実施日	平成19年 8月 8日	(参照規定類、等)
<p><b>(文書監査)</b>                      前回の監査時点においては、「企業倫理情報取扱規程(規程第63号-2)」の所管部門は経営企画室であり、当該規定中における“経営企画室”との記載箇所は“考査室”と読替えて適用されていたが、右記の当該規定では、考査室が所管部門であることが明記されるとともに、「公益通報者保護法」の内容をも踏まえた改訂が適切に行われていることを確認した。</p> <p><b>(実地監査)</b>  <b>1. <u>ダイレクトライン制度の運用 (考査室)</u></b>                      「ダイレクトライン制度」は、品質保証体制の改善策の一つとして設定された活動であり、法令等社会規範に抵触する恐れのあるJNFL関連情報を広く受け付け、適切な対応を図ることを目的としている。                      「ダイレクトライン制度」の推進に関しては、社内各所に当該制度に係るポスター掲示がなされているほか、協力会社等にも配信されるメールマガジンでも紹介されており、JNFLならびに協力会社への周知徹底が図られている。                      本制度については、平成18年度及び平成19年度とも申告案件があり、規定に従った対応が取られたとの説明を受けた。</p> <p>なお、「品質保証体制の改善策」に提示されたダイレクトラインの実行に係る要件(運営チームリーダーの職制条件、提案事項に対する報告プロセス及び公開に関する件等)は、現在も維持・継続されていることを確認した。</p>		<p>企業倫理情報取扱規程 (規程第63号-2)</p>
<p><b>(第三者監査所見)</b>                      上記の監査範囲においては、品質システムは良好に機能していると判断する。</p>		

部門別 監査結果 (「室」部門 No.8)

被監査部門	広報・地域交流室 広報部 総括G	備考
監査実施日	平成19年8月8日	(参照規定類、等)
<p>(実地監査)</p> <p><b>1. 社長診断 (積極的な広報活動の推進)</b></p> <p>本年2月及び3月の社長診断において、JNFLを取り巻く状況と2006年度の品質目標の達成状況等が報告・審議された。活動の実績評価を行った上で広報戦略に基づく2007年度の品質目標が設定された。安全協定締結に向けての取組、トラブル時の対応、放射線理解活動の更なる展開、地域振興策の検討等が柱となる。</p> <p>アクティブ試験の最終段階への移行に加えて、最近発生した中越沖地震への対応もともなって、広報・地域交流室の広報活動の重要性は高まっている。2006年7月の業務体制の整備 (広報、報道、地域交流部の3部体制) によって、地域社会、マスコミ、行政機関対応の業務分担も明確となり、社長直轄の組織として活発な活動が展開されている。経営層による指示はトップマネジメントレビューを含めて適時発信され、組織としての多方面への広報活動が実施されている。</p> <p><b>2. 広聴政策会議及び地域会議</b></p> <p>経営トップが直接地域の意見を聞き、事業活動に活かしていく目的で2006年度の第1回 (9月4日) 及び第2回 (3月20日) 地域会議が開催された。第1回ではウラン脱硝建屋における作業員の被ばくトラブル、第2回では広報活動の進め方と原子力に対する次世代層への理解活動が主要テーマになっている。地域会議で出た意見は整理され、有効活用すべく対応策をフォロー管理する仕組みが定着している。2007年度第1回地域会議は秋に予定されており、その議題及び進め方等が次回広聴政策会議で議論される予定になっている。</p> <p><b>3. 協力会社等への情報発信</b></p> <p>協力会社社員への情報提供ツールとして、従来からのメールマガジンに加えて、新たに電光掲示板を設置し、積極的な情報発信が実施されている。アクティブ試験の現状、トラブル関連情報等について、社員及び協力会社全員が早期に入手できる環境が整備された。</p>		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>上記の監査範囲においては、品質システムは良好に機能していると判断する。</p>		



平成 19 年度第 1 回 第三者定期監査日程及び出席者  
 (「室」部門)

実施日	実施時刻	被監査部門等	実施内容	出席者	実施場所
8月7日	9:00~9:20	全被監査部門	オープニングミーティング	対応者: [ ]、[ ]、 [ ]、[ ]、 [ ]、[ ]、 [ ]、[ ]、 [ ]、 事務局: [ ]、 [ ]、 [ ]	事務本館 702
	9:30~12:00	品質保証室	監査	対応者: [ ]、 [ ]、 [ ]、 [ ]	事務本館 602
	13:00~15:00	品質保証室	監査	対応者: [ ]、 [ ]、 [ ]、 [ ]、 [ ]	
	15:00~17:00	業務管理室	監査	対応者: [ ]、[ ]、 [ ]、 [ ]	
8月8日	9:30~10:00	考査室	監査	対応者: [ ]、[ ]	事務本館 502
	10:00~11:00	広報・地域交流室	監査	対応者: [ ]、[ ]	事務本館 702
	16:00~17:00	全被監査部門	クロージングミーティング	対応者: [ ]、[ ]、 [ ]、[ ]、 [ ]、[ ]、 [ ]、 [ ]、[ ]、 [ ]、 [ ]、 [ ]、 [ ]、 [ ]、 事務局: [ ]、 [ ]、 [ ]	

注記：個人名はプライバシー保護のためマスクングとする（日本原燃）。